

保育所給食調理員配置状況

平成19年5月1日現在

保育所名	定員	調理食数					職員配置数				
		乳児	3歳未満児	3歳以上児	共食	計	国運営費基準	米子市			
								正規職員	臨時職員	常勤職員計	パート職員
東 保 育 園	120	0	34	85	18	137	2	2	1	3	
西 保 育 園	120	0	27	108	18	153	2	2	0	2	4H×1人
南 保 育 園	80	0	29	57	15	101	2	1	1	2	4H×1人
すみれ保育園	45	0	15	26	9	50	1	1	1	2	
さくら保育園	120	8	39	88	2	137	2	2	1	3	
彦名保育園	90	0	21	82	12	115	2	1	1	2	
崎津保育園	90	0	14	71	9	94	2	1	1	2	
小鳩保育園	90	0	11	41	9	61	2	1	1	2	
富益保育園	90	0	29	73	14	116	2	1	1	2	4H×1人
夜見保育園	90	0	22	62	11	95	2	1	1	2	
春日保育園	45	0	14	37	11	62	1	1	1	2	
こたか保育園	60	0	20	46	13	79	2	1	1	2	
あがた保育園	90	0	29	61	14	104	2	1	1	2	4H×1人
淀江保育園	90	0	26	67	14	107	2	1	1	2	4H×1人
宇田川保育園	45	0	11	32	8	51	1	1	0	1	5H×1人

調理員配置基準

国の基準 調理員等2人配置(ただし、定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人配置)

その他、調理員等の休暇等に対応する代替雇用の経費が運営費の算定にに含まれている

米子市基準 調理員を2人配置する。

調理食数が120食以上の場合には臨時職員を1人加配する。

ただし、食器洗浄機がある施設は、4時間パート職員とする。

調理食数が120食未満であっても、3歳未満児が25名以上入所する施設には、4時間パートを1名配置する。

その他、調理員の休暇等の場合には、代替職員を雇用する。